

運転免許等に関する手数料の改正のお知らせ (平成30年4月1日施行)

平成30年3月
運転免許センター

平成30年1月4日に、道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許等に関する手数料が改正されます。

これに伴い、「宮城県公安委員会関係手数料条例」の一部が改正されるものです。

記

1 改正の内容

改正手数料は、別添資料「公安委員会関係手数料条例改正資料」のとおりです。

(1) 減額となる手数料

- 大型自動車免許(指定自動車学校卒業者)の受験手数料
1,600円 → 1,550円
- 普通自動車第二種免許(指定自動車学校卒業者)の受験手数料
1,750円 → 1,700円
- 大型特殊自動車免許の直接(貸車料含む)受験手数料
4,500円 → 4,050円
- 限定解除(指定自動車学校卒業者)の受験手数料
1,450円 → 1,400円
- 国外運転免許証の交付手数料
2,400円 → 2,350円

などの手数料が減額されます。

(2) 増額となる手数料

- 経由更新(他都道府県公安委員会を経由)の申請手数料
2,500円 → 2,550円
- 運転経歴証明書交付(再交付)の申請手数料
1,000円 → 1,100円
- 高齢者講習手数料
 - ・ 75歳未満(講習2時間)
4,650円 → 5,100円
 - ・ 75歳以上(第3分類・講習2時間)
4,650円 → 5,100円
 - ・ 75歳以上(第1・2分類・講習3時間)
7,550円 → 7,950円

などの手数料が増額されます。

2 施行日

平成30年4月1日

3 その他

詳細は免許センター(022-373-3601)にお問い合わせください。

別添資料1

公安委員会関係手数料条例改正資料(第2条第1項)

手数料項目		条例根拠	現行手数料	改定手数料	差額	備考
◇	駐車監視員資格者証の再交付	2-1 表 39.8	2,000	1,800	△ 200	
◇	第一種免許の試験 (大型・中型・準中型)	指定教卒業等	2-1 表 41.1.イ	1,600	1,550	△ 50
◇		特定失効	2-1 表 41.1.ロ	1,900	1,900	0
◇		直接受験	2-1 表 41.1.ハ	4,400	4,100	△ 300
◇		車両使用の場合	7,050	6,600	△ 450	
◇	第一種免許の試験 (普通)	指定教卒業等	2-1 表 41.2.イ	1,750	1,750	0
◇		特定失効	2-1 表 41.2.ロ	1,850	1,900	50
◇		直接受験	2-1 表 41.2.ハ	2,200	2,550	350
◇		車両使用の場合	3,100	3,350	250	
◇	特定第一種免許の試験 (大特、大自二、普自二、牽引、大特二種、牽引二種)	指定教卒業等	2-1 表 41.3.イ	1,750	1,750	0
◇		特定失効	2-1 表 41.3.ロ	1,900	1,900	0
◇		直接受験	2-1 表 41.3.ハ	2,950	2,600	△ 350
◇		車両使用の場合	4,500	4,050	△ 450	
◇	小型特殊・原付自転車免許の試験	特定失効	2-1 表 41.4.イ	1,850	1,900	50
◇		直接受験	2-1 表 41.4.ロ	1,500	1,500	0
◇	第二種免許の試験 (大型二種・中型二種・普通二種)	指定教卒業等	2-1 表 41.5.イ	1,750	1,700	△ 50
◇		特定失効	2-1 表 41.5.ロ	1,900	1,900	0
◇		直接受験	2-1 表 41.5.ハ	4,550	4,800	250
◇		車両使用の場合	7,650	7,650	0	
◇	仮運転免許試験	指定教終了等	2-1 表 41.6.イ	1,700	1,700	0
◇		失効6月超1年以内	2-1 表 41.6.ロ	1,550	1,550	0
◇		直接受験	2-1 表 41.6.ハ	2,850	2,900	50
◇		車両使用の場合	4,400	4,350	△ 50	
◇	技能検査 (法第89条第3項関連)	大型仮・中型仮・準中型仮免許所有	2-1 表 41の2.1	4,050	3,900	△ 150
◇			車両使用の場合	6,700	6,400	△ 300
◇		普通仮免許所有	2-1 表 41の2.2	3,850	3,750	△ 100
◇		車両使用の場合	4,750	4,550	△ 200	
◇	限定解除 (法第91条関連)	指定教終了・直接受験等	2-1 表 42	1,450	1,400	△ 50
◇		車両使用の場合		3,000	2,850	△ 150
◇	免許証の交付 (法第92条第1項関連)	基本免許証交付	2-1 表 43.1	2,050	2,050	0
◇		1種目追加の都度		200	200	0
◇		仮免許証交付	2-1 表 43.2	1,100	1,150	50
◇	免許証の再交付	第一種・第二種免許証	2-1 表 44.1	3,500	3,500	0
◇		仮免許証	2-1 表 44.2	1,100	1,150	50
◇	認知機能検査	受検するとき	2-1 表 44の2	650	750	100
◇	認知機能検査員講習	受講するとき	2-1 表 44の3	700	1,400	
◇		講習一部免除の場合		700	800	
◇	技能検定員資格者証	申請するとき	2-1 表 45	1,100	1,150	50
◇	技能検定員審査	大型・中型・準中型免許	2-1 表 46.1	23,100	23,400	300
◇	※ 特定第一種免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許、大型特殊免許、牽引免許	普通自動車免許	2-1 表 46.2	19,650	19,500	△ 150
◇		特定第一種免許	2-1 表 46.3	14,500	14,700	200
◇		大型自動車第二種等	2-1 表 46.4	21,700	21,500	△ 200

単位変更:時間から1回当たりへ変更

別添資料2

公安委員会関係手数料条例改正資料(第2条第1項)

手数料項目		条例根拠	現行手数料	改定手数料	差額	備考
◇	教習指導員資格者証	申請するとき	2-1 表 47	1,100	1,150	50
◇	教習指導員審査	大型・中型・準中型免許	2-1 表 48.1	14,600	14,550	△ 50
◇	※ 特定第一種免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許、大型特殊免許、牽引免許	普通自動車免許	2-1 表 48.2	11,800	11,850	50
◇		特定第一種免許	2-1 表 48.3	9,400	9,650	250
◇		大型自動車第二種等	2-1 表 48.4	12,750	12,450	△ 300
◇	再試験 (法第100条の2第1項関連)	準中型自動車免許	2-1 表 49.1	2,000	1,900	△ 100
◇		車両使用の場合		4,650	4,400	△ 250
◇		普通自動車免許	2-1 表 49.2	1,950	1,750	△ 200
◇		車両使用の場合		2,850	2,550	△ 300
◇		大自二・普自二免許	2-1 表 49.3	1,750	1,650	△ 100
◇		車両使用の場合		3,300	3,100	△ 200
◇		原付自転車免許	2-1 表 49.4	1,050	1,000	△ 50
◇	免許証の更新	申請するとき	2-1 表 50	2,500	2,500	0
◇		経由申請の場合		2,500	2,550	50
	経由申請(事務手数料)	提出するとき	2-1 表 50の2	550	550	0
◇	運転経歴証明書の交付	申請するとき	2-1 表 50の3	1,000	1,100	100
◇	運転経歴証明書の再交付	申請するとき	2-1 表 50の4	1,000	1,100	100
◇	国外運転免許証	申請するとき	2-1 表 51	2,400	2,350	△ 50

公安委員会関係手数料条例改正資料(第2条第1項)

手 数 料 項 目		条例根拠	現行手数料	改定手数料	差 額	備考	
◇	講習 (法第108条の2第1項関連)	安全運転管理者講習	2-1 表 52.1	750	750	0	1h単位
		取消処分者講習	2-1 表 52.2	2,350	2,350	0	〃
		処分者講習	2-1 表 52.3	2,100	1,950	△ 150	〃
◇	取得時講習	大型車・中型車・準中型車講習 (普通免許保有)	2-1 表 52.4.イ	4,100	4,450	350	〃
		準中型車講習(普通免許非保有)	2-1 表 52.4.ロ	3,400	3,500	100	〃
		普通車講習	2-1 表 52.4.ハ	2,450	2,800	350	〃
		大型二輪車講習	2-1 表 52.5.イ	4,100	4,150	50	〃
		普通二輪車講習	2-1 表 52.5.ロ	4,000	4,000	0	〃
		原付自転車講習	2-1 表 52.6	1,400	1,500	100	〃
		旅客車講習	2-1 表 52.7	3,100	3,100	0	〃
		応急救護処置講習	2-1 表 52.8	1,300	1,400	100	〃
◇	指定教職員講習	受講するとき	2-1 表 52.9	650	750	100	〃
◇	初心運転者講習	準中型車講習	2-1 表 52.10.イ	2,150	2,150	0	〃
		普通車講習	2-1 表 52.10.ロ	2,050	2,050	0	〃
		大型二輪車講習	2-1 表 52.10.ハ	2,700	2,700	0	〃
		普通二輪車講習	2-1 表 52.10.ニ	2,550	2,550	0	〃
		原付自転車講習	2-1 表 52.10.ホ	2,400	2,450	50	〃
◇	更新時等講習	優良運転者講習	2-1 表 52.11.イ	500	500	0	
		一般運転者講習	2-1 表 52.11.ロ	800	800	0	
		違反運転者等講習	2-1 表 52.11.ハ	1,350	1,350	0	
			みなす一般運転者	800	800	0	
◇	高齢者講習	小型特殊自動車以外(75歳未満)	2-1 表 52.12.イ	4,650	5,100	450	
		75歳以上(第3分類)	2-1 表 52.12.ロ	4,650	5,100	450	
			75歳以上(第2・1分類)	7,550	7,950	400	
		臨時高齢者講習	2-1 表 52.12.ハ	5,650	5,800	150	
		小型特殊自動車(75歳未満)	2-1 表 52.12.ニ	2,000	2,250	250	
		75歳以上(第3分類)	2-1 表 52.12.ホ	2,000	2,250	250	
			75歳以上(第2・1分類)	4,300	4,450	150	
		臨時高齢者講習	2-1 表 52.12.ヘ	2,400	2,350	△ 50	
◇	違反者講習	社会参加活動を含まない	2-1 表 52.13	13,200	12,500	△ 700	
		社会参加活動を含む		9,050	9,050	0	
◇	自転車講習	受講を申請するとき	2-1 表 52.14	1,900	2,000	100	
	初心運転者等通知	受講を申請するとき	2-1 表 53	900	900	0	
	特定任意講習(更新時講習代替)	受講を申請するとき	2-1 表 54.1	1,350	1,350	0	
◇	特定任意講習(簡易)	受講を申請するとき	2-1 表 54.2.イ	1,500	1,800	300	
◇	特定任意高齢者講習(シニア運転者)	75歳未満	2-1 表 54.2.ロ	4,650	5,100	450	
		75歳以上(第3分類)					
		75歳以上(第2・1分類)	2-1 表 54.2.ハ	7,550	7,950	400	
◇	チャレンジ講習	受講を申請するとき	2-1 表 54.3	2,650	2,650	0	
◇	運転適性検査	筆記による検査	2-1 表 55.1	600	600	0	
		機器による検査	2-1 表 55.2	550	550	0	
		シミュレーターによる検査	2-1 表 55.3	600	600	0	
◇	自動車運転代行業の認定	2-1 表 71	13,000	12,000	△ 1,000		
◇	自動車運転代行業認定書の再交付	2-1 表 72	1,900	1,700	△ 200		

公安委員会関係手数料条例改正資料(第2条第2項)

※別添資料1の「技能検定員審査手数料」から減ずる額

手 数 料 項 目		条例根拠	現行手数料	改定手数料	差 額	備 考
◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇	運転技能	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の1	4,000	4,000	0
		普通自動車免許		3,600	3,550	△ 50
		特定第一種運転免許		1,300	1,250	△ 50
		大型自動車第二種免許等		4,250	4,250	0
	採点方法	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の2	6,700	6,700	0
		普通自動車免許		6,100	6,100	0
		特定第一種運転免許		2,100	2,100	0
		大型自動車第二種免許等		7,400	7,400	0
	教則事項	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の3	2,450	2,500	50
		普通自動車免許		1,950	2,000	50
		特定第一種運転免許		1,950	2,000	50
	教習所法令	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の4	2,450	2,500	50
		普通自動車免許		1,950	2,000	50
		特定第一種運転免許		1,950	2,000	50
	検定知識	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の5	2,000	2,350	350
		普通自動車免許		1,950	1,900	△ 50
		特定第一種運転免許		2,500	2,650	150
	評価方法	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2の6	1,750	1,800	50
		普通自動車免許		2,100	2,050	△ 50
		特定第一種運転免許		2,550	2,550	0
大型自動車第二種免許等			3,700	3,700	0	
関係法令	大型自動車第二種免許等	2-2の7	2,550	2,550	0	
運転技能及び採点方法の免除 (更に減ずる額)	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2備考1	2,450	2,350	△ 100	
	普通自動車免許		850	900	50	
	特定第一種運転免許		1,050	1,100	50	
	大型自動車第二種免許等		3,100	2,900	△ 200	
教則及び教習所法令の免除 (更に減ずる額)	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-2備考1	550	500	△ 50	
	普通自動車免許		350	300	△ 50	
	特定第一種運転免許		350	300	△ 50	

公安委員会関係手数料条例改正資料(第2条第3項)

※別添資料1の「教習指導員審査手数料」から減ずる額

手 数 料 項 目		条例根拠	現行手数料	改定手数料	差 額	備 考
◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇	運転技能	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の1	4,000	4,000	0
		普通自動車免許		3,600	3,550	△ 50
		特定第一種運転免許		1,300	1,250	△ 50
		大型自動車第二種免許等		4,250	4,250	0
	技能教習方法	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の2	1,350	1,400	50
		普通自動車免許		1,250	1,300	50
		特定第一種運転免許		1,300	1,350	50
		大型自動車第二種免許等		2,050	2,050	0
	学科教習方法	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の3	1,250	1,300	50
		普通自動車免許		1,200	1,250	50
		特定第一種運転免許		1,100	1,250	150
	教則事項	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の4	1,550	1,600	50
		普通自動車免許		1,350	1,350	0
		特定第一種運転免許		1,300	1,300	0
	教習所法令	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の5	1,550	1,600	50
		普通自動車免許		1,350	1,350	0
		特定第一種運転免許		1,300	1,300	0
	教育知識	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3の6	1,400	1,500	100
		普通自動車免許		1,300	1,300	0
		特定第一種運転免許		1,200	1,250	50
関係法令	大型自動車第二種免許等	2-3の7	2,550	2,550	0	
運転技能及び技能教習方法の免除 (更に減ずる額)	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3備考1	2,500	2,400	△ 100	
	普通自動車免許		900	900	0	
	特定第一種運転免許		1,100	1,100	0	
	大型自動車第二種免許等		3,150	2,850	△ 300	
教則及び教習所法令の免除 (更に減ずる額)	大型免許、中型免許又は準中型免許	2-3備考1	250	150	△ 100	
	普通自動車免許		100	150	50	
	特定第一種運転免許		100	150	50	